

場合には、音声の代りになる表音符号があれば、それにたよつて(発音引辞書の如きものによつて)目的を達する事が出来る。又文字言語に在つても、文字の形は必ずしも眞の発音を示さない故、その正しい読み方(即ちその文字の表はす語の正しい音)を表音符号で示すならば、読み方を知らないもの之を正しく読む事が出来るのである。

又学問的研究に於ても、純粹の音声は、性質上瞬間的のものであり把握しにくいものである故、之を永続性ある表音符号を以て代表せしめれば、種々の音の区別や音結合体の構造を明かに示し得るなど、取扱上多くの便宜が得られる。殊に論文などに記述するには、かやうな符号によらないでは音声は到底示すことは出来ない。

要するに、仮名遣と表音符号とは、その性質を異にし、その目的を異にするものであつて、仮名遣は、文字に書いた言語の形の統一を目的とし、言語を仮名で書く時のきまりとして、一般国民の守るべき規定であり、表音符号は国語の音声を表する符号であつて、国語の研究及び教育に於て音声を取扱ふ場合に用立つものである。前者は専ら文字言語に属し、音声言語とは関係なきものであるに對して、後者は音声言語のみならず文字言語にも関するものである。

六 表音符号の制定について

国語の音声を代表すべき表音符号を新に制定するに當つて

問題となるべき諸点について考へて見たい。国語の音声といふ中には標準語ばかりでなく諸方言の音声をも含むべきは言ふまでもないが、今は標準語に限る事としたい。

- (一) 長音符号 これまで提出された書き方としては、
 - (1) ーを付けるもの、
 - (2) オコソト又はウクスツなどの下にウを付け、エケセテ等の下にイを付けるもの(オウ・コウ・ソウ・トウ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エイ・ケイ・セイ・テイなど)
 - (3) 上の音と同じ母音の仮名を附るもの(オオ・コオ・ソオ・トオ、ウウ・クウ・スウ・ツウ、エエ・ケエ・セエ・テエなど)などがある。
 - (二) 促音符号 ツを小さく書くのが普通に行はれてゐる。しかし小さく書き又は印刷するのは實際上不便な点もある。
 - (三) 拗音符号 ヤ行の文字を小さく書くのが普通である(キャ・シャ・チュ・シュ・キョ・リョなど)。しかしこれも小さく書く事は實際上の不便がある。
 - (四) 語頭の撥音の符号 「馬」「梅」などの最初の音の東京又は京都に於ける発音はウマ・ウメの如きウではなく、アンマ・ニケンメのンの音と同一である。これを仮に語頭の撥音と呼んでおく。これを表はすに

は、これまでまだきまつた方式はない。

(五) ガ行鼻音の符号 東京語に於けるガ行音は、語頭以外では多くは鼻音化した音、即ちリに母音の附いた音であるが、之を表はすにはカ行の仮名に。を加へたもの又は、をを加へたものなどを用ゐてゐる。

(六) 母音の無声化したものの符号 東京語に於て、キシチヒ又はクスツウの音がカ行サ行タ行の諸音の前にある時、その母音が響を失つて無声化する(キク・シカ・クサイなど)。之をあらはす符号は、まだきまつてゐない。

重なるものは大体以上の諸点であらうと思はれるが、これ等を如何なる符号で表はすのが適當であるかが問題となる。しかし、こゝに、もつと根本的問題としては、いかなる音を標準的の音と認めるかといふ問題である。右に掲げたのは、東京語に於ける発音を標準としたものであるが、大体東京語式の言語を標準語として認めるとしても、東京語に於ける右のやうな諸点をすべて標準的のものと認めるかどうかにか就いては必ず議論があらう。語頭の撥音や、ガ行鼻音や、無声化母音などは定めて問題になるであらう。さうして、かやうな根本になる音それ自身の問題がきまらない以上は、標準語の発音符号の問題は何時までも決定しない。

次に、いかなる発音を標準的のものとするかが決定したと

しても、その音をどう見るかが問題になる。例へば、普通に長音といはれてゐるものを、或は「ー」を付けて、或はウ又はイを付けて表はすのは、之を一つの長い音節と見てゐるのであるが、之を、上の仮名と同じ母音の仮名を付けて書くのは(例へば、オオ・コオ・レエ・メエなど)、之を一つの長い音節と見て、それをそんな方式で書いたものとも見られるけれども、又一方、之を長音節と見ず、上の音に、それと同じ母音から成る一つの音節が附いたもの、即ち二つの音節と見たものとも解せられる。この二つの見方の中、どちらが日本語としての実際に合致するかが問題となるのである。

かやうな場合に主観主義と客観主義とのどちらに依るかによつて、相違が生ずる。例へば、その言語を用ゐる人々の意識に関係なく、実際に於て同じ母音が切目なく長く続けば一つの長音節であるとするのは客観主義の立場である。又、實際は母音が切れる事なく長く続くとしても、その音を発する人々の主観に於て一つのものとは意識せず、二つの音節として発した場合には之を二つの音と見るのは主観主義の立場である。もし客観主義の立場からすれば、「ホンモ」「ホンノ」「ホンガ」のンは、それ／＼mnriであつて、音としては、それ／＼別々の音と見なければならぬ。然るにこれらのンを何れも同じ音と見るのは、かやうな音の区別は我々日本人は之を意識せず、同じ音と考へるからであつて、その言語を用

ある人々の言語意識を基準としたもの、即ち主観主義の立場に立つものである。かやうな見方は、どちらも真実を得たものであつて、一を真とし他を誤とすべきではない。つまり、客観的事実と主観的事実と、どちらに重きをおくかによつて違ふのである。

前に私が、日本語の音単位としては音節を採るべきであるとしたのは、我々の言語意識に基づいたもので主観的主義の立場からである。所謂長音の場合に於ても、「通る」の「ト」は主観的にも客観的にも一つの長音節と見られるが、「戸」を「しめる」の「ト」は、いつもその間に切れ目を置いて発音する事が無い故、客観的には一つの長音節と見る事が出来るが、主観的には「ト」と「オ」とは別のものと考へる故、二音節と見るが至当であり、「英国」の「エー」は主観的にも客観的にも一つの長音節であるが、「家へ帰る」の場合の「イエエ」のエエは、客観的には一つの長音節と見られるが、主観的には二つの音節と見られる。其他「飼犬」(カイイヌ)「鶉色」(トキイロ)のイとキイも客観的には一つの長音節と見られようが、主観的にはそれ／＼二つの音節と見られる。「大きい」(オーキイ)のキイも亦主観的には二音節であると思はれる。(これ等の諸例に於て、右の如き音が我々の意識に二つの音節として感ぜられるのは、そこに意味の切目があるからである)

実際に於て、我々が言語の音を聞いてその言語を理解する

には、客観的の音が正しければよいのであつて、その音が直接人の発したものでなく、蓄音機やラヂオの出す音でも、鸚鵡や九官鳥の発する音でも少しも差支ない。しかし、その音を聞いてわかるといふのは、どうしてであるかといふに、我々の心の中に、その言語の音の観念が出来て記憶せられてゐるからであつて、現実に耳に聞えて来る音が、その音の観念を喚び起して之に伴ふ意味を想ひ出さしめる為である。もし聞手の心中にそんな音の観念が全然存在しないならば、言語の音を聞いて之を理解する事は絶対に不可能である。さすれば人々の心の中に存する音の観念は言語に取つては極めて大切なものであるが、その各個人の音の観念に於て、一つの長音節としてでなく、二つの音節の連続したものと意識せられてゐるとすればその主観的事実を重んじ、表音符号に於ても明かに之を示すのが至当であらうと考へる。私は国語の音を表音符号で表はす場合にも、主観主義の立場に基づくべき事を主張する。

私は発音符号をきめるに當つて主観主義を採り、我々の言語意識を重んじべき事を主張するのであるが、これは、決して客観的事実を軽んじ又は無視してよいといふのではない。前に述べた如く我々が普通同じ音と考へてゐるンも、実際に発する現実の音としては、場合によつて種々の違つた音になる。又ナの初の子音とアンナのンの音とは実際の発音に於て

は同じ音である。かやうな事もまた客観的事実として認識しなければならぬ。これは普通の言語意識を超えて一步を進めた認識である。さうして、かやうな点までも明かにしようとするには、音を音節に分解しただけでは不充分であつて、更に之を単音にまで分解しなければならぬ。さうして之を表はす表音符も、羅馬字や万国音声文字のやうな、単音を表はす符号でなければならぬ。国語音声の研究としては、かやうな客観的事実までも子細に検討すべきは言ふまでもなく、猶更に一步を進めてそれが我々の意識に如何に反映してゐるかを明かにしなければならぬが、しかしこれは、音節の性質や構造を明かにする為に必要な仕事であつて、普通の場合、殊に国語教授の如き実用を主とした場合に用ゐるものとしては、音節を表はす仮名式表音符で充分であらうと思ふ。勿論仮名式符号を用ゐても、客観主義の立場から、實際の発音をそのまま符号に書き表はして、例へば「ホンモ」「ホン」「ホンガ」のンをそれ／＼別々の形で書き表はす事も可能であるが、我々の主張する如き主観主義によれば、之を一様にンと書くべきである。その為實際の発音との間に不一致を来す事は事実であるが、しかし、本格的の言語教授は、唯その言語の形骸のみ真似させればよいのではなく、言語意識をも体得させるべきものであるから、實際の発音のみに忠実に、言語意識にそぐはないうやうな表音符の用法は、言語

の本格的学習を妨げる処があるものである。のみならず、ンの例の如き、場合によつて実際の音がかはるのは、その次に続く音に同化せられたのであつて（そこに我々がンをいかなる場合にも同一の音と意識する根拠がある）、随つてその次にどんな音が来るかを見れば、その実際の発音は明瞭になるのであつて（ナ行タ行ダ行音の前ではnの音となり、ハ行パ行マ行者の前ではmとなるなど）この点をさへ会得すれば、實際教授の上にも甚しい不便はなからうと思ふ。もとより、教授者の側にあつては、個々の音節が如何なる単音から成立つか、各の単音がいかなる発音器官の運動によつて発せられるか、同一の音がいかなる条件の下に種々の違つた音に発音せられるかなどの客観的事実についての徹底した知識を要する事は言ふまでもない。

七 文字言語と表音符

表音符が専ら音声を表現手段とする音声言語の教授や研究に有益であり有効である事は既に述べた所によつて明かであるが、上にも時々言及したやうに、表音符は又文字言語に於ても有用であり必要である。

文字言語は文字を以て表現手段とする言語であるが、言語である以上は必ず一定の音を有するものであつて、それは文字の読みとしてあらはれる。それは音読する場合は現実に耳に聞える音となつてあらはれて来るが、黙読する場合には耳

に聞える音としてはあらはれない。しかし、その場合にも、文字に伴ふ一定の音の觀念は我々の心の中に存在するのであつて、さやうな觀念が存在すればこそ、必要に応じて現実の音を發する事が出来るのである。もつとも或場合には、文字の意味はわかるが、その読み方を知らない事がないでもない。しかし、それでも、我々はその文字に一定の読みが無いものとは決して考へないのであつて、何かきまつた読み方があるが、自分はそれを知らないのだと考へる。さすれば、かやうな事實は、文字言語には必ず一定の音(即ち読み)を伴ふといふ原則を否定するものではない。唯、文字言語に於ては、音声は文字ほどの優位を占めてゐないと言ひ得るのみである(それ故、文字を唯觀念を表はすもの、即ち意味をあらはすだけのものとする説には賛成することは出来ない。文字はやはり言語を表はすものである)。

又、文字言語は文字を表現手段とするものである故、文字を欠く事は出来ないけれども、いつも現実に目に見える文字がそこになければならないとは限らない。唯文字に書く事を予想しただけでもよい。例へば、二人が手紙の文句について相談する場合に「御返事無之候間」と書かうか「御回答に接せず候故」と書かうかといつたとすれば、その手紙の文句は唯音声として聞えるだけで、文字としては現はれてゐないのである(但し、文字に書く事は予想してゐる)。又手紙や文章を

読んで聞かせる場合には、そこにある文字言語は音声としてのみ相手に伝はる。

かやうに文字言語には必ずきまつた読みがあつて、それは現実に耳に聞える音声となり得るのであるが、その読みを正確に示すには、表音符号を用ゐるのが最便利で有効であると思はれる。

現代日本の文字言語は、普通には仮名ばかりで書くものと、漢字と仮名とをまじへて書くものと二つの種類があるが、各の語について見れば、仮名で書く場合と漢字で書く場合との二つに分けて見ればよい。一語を漢字と仮名とで書く場合もあるが(「思ふ」「靡かす」「恰も」など)、それは以上二つの場合に準ずる事が出来る。

仮名で書く場合は、現在に於ては、普通は歴史的仮名遣に従つてゐるが、仮名で書いた形と実際の発音との間になりに相違がある。相違があつても、両者の間に規則的なきまりがあれば読みを知る為に感ずる困難は少いのであるが、不規則な点も相応にある。例へば

ハ行の仮名は語の最初以外の位置にあればワイウエオと発音し、その中「ふ」がア段の仮名の下にある時は上の仮名と共にオーコーソー等の音になるのが一般のきまりであるが、その例外として

(1) 「あひる」(驚)「あふれる」(溢)「しばふ」(芝)「おも

ほす(思ふの敬語)では語頭でないのに「ひ」「ふ」「ほ」をヒフホと読む。

(2) 「あふひ」(葵)「あふぐ」(仰)「たふる」(倒)「あふり」(障泥)の「あふ」はオーと読まずアオと読む。

(3) 八行の仮名で初まる語が他の語の下に附いて複合語となつた時、その八行の仮名は時としてワイウエオとなり、時としてハヒフヘホとなる。「ふぢはら」(藤原)「かぢはら」(梶原)「すがはら」(菅原)などは「ワ」「くりはら」(栗原)「すぎはら」(杉原)の「はら」(野原)などは「ハ」

かやうであるから、仮名で書いたものでも読み誤る虞がある。その正しい音を示す為には、表音符号を利用すれば完全に目的を達する事が出来る。

次に漢字に書いた場合には、漢字に種々の読方のあるものがあり、又読み方のわかりにくいものもある。之を明かにする為に、仮名を傍に附けてその音を示す方法が古くから行はれてゐる。之を振仮名といふ。これは相当有効な方法であるが、しかしその仮名は、仮名としては文字言語に於ける社会一般の正しい書き方(現今では歴史的仮名遣による書き方)に従ふのが普通であり又正当であるが、それでは、十分明かに発音を示し難い場合がある。例へば「櫃原」はカシハラかカシワラか明かでない「園生」はソノフかソノーかわからない。又

国語調査会式の表音的仮名遣によつても、「白兔」をシローサギと発音し、「黒馬」をクローマと発音する虞があり、又、振仮名に仮名の大小を区別するのは實際上殆ど不可能であるから、「赤土」をアカッチと読み、「規約」をキャクと読むのを防ぐ事は困難である。それ故、これも必要に応じて表音符号を用ゐて読方を示すのが有効適切な方法であらう。

既に前にも述べた通り、文字言語に於ては、文字の形は意味を解する為の拠処として最大切なものであるから、文字の形の統一は比較的保ち易いが、その読方は必ずしも常に意味の理解に必要でないから、とかく疎略にせられる傾がある。殊に我国の漢字の用法は甚複雑であつて、やゝもすればその読方を誤り、為に、同じ語が種々の違つた音の形をもつに至り、国語の統一を損ふ憂が少しとしない。それ故、文字の読方を明示して誤読なからしめる必要があるのであつて、その為には表音符号が甚有効であるといはなければならぬ。

もつとも文字言語の正しい読方は表音符号を用ゐる以外の方法によつても示せないではない。例へば現行の国定国語読本を見るに、その仮名の用法は世間普通の歴史的仮名遣に拠つてゐるが、下年級用のものに於ては、発音を表示する為に之に多少の変更を加へた所がある。例へば

イッテ イラッシャイマス アッチ コッチ
シャボンダマ ユックリ ケッシテ きしや

きつぷ かほぢゆう かへった

イッシャウケンメイニ ダイシャウ チャウダイ

ニンギヤウ セカイヂュウ りゆうぐう

かやうに、普通大字で書くものを小字にしたのは、大字に書いたものと音を異にするからである(但し「学校」を「ガッカウ」としたのは仮名遣まで改めてゐるのである)。

しかしかやうな方法で発音を示したところで、全部が発音通りになるのではなく、唯その一小部分にとどまる事は、次のやうな例でも明かである。

キレイ タラウサン ヒカウキ サウデス

オホゼイ タイソウ ヤウス

これ等は決して仮名の通りに発音するのではないが、その為に特別のしるしも附けてない。かやうな点で不徹底であるといふべきである。

しかしながら、この種のもでも特別の補助符号を用ゐればその発音を示すことが出来る。例へば、次の如き方法によれば促音とツの音、拗音シャとシヤの二音、拗長音シヨとシヤウの二音とを区別する事が出来る。

イラツツシヤイマス キーツプ シヤボン

イーツシヤウケンメイニ タイシヤウ

ニンギヤウ タラウサン タイソウ

又、次の如き方法によれば、二字で一音節を示すものとき

うでないものとを区別する事が出来る。

イラツシヤイマス キツプ シヤボン

イッシャウケンメイニ タイシヤウ

ニンギヤウ タラウサン タイソウ

其他色々の方法があらう。しかしながら、この方法による時は、同じ仮名が場合によつて種々違つた音を表はすのは示すことは出来るが、左の例の如く同じ音に対して種々の違つた書き方のあるものは、それが同音である事を示すことは不可能である。

かーう かーふ こーふ こーう

くわーう (以上キョー)

けーふ けーう きーやーう

きーよーう(以上キョー)

右のやうな方法は、文字言語としての文字の正しい形と、その読方としての音声の正しい姿とを同時に示さうとしたものであるが、かやうな方法は、どちらから見ても不徹底なもので、音の同異も十分明瞭には示し難く、又、音を示す為にとつた手段を文字の正常な書き方と誤認せしめる虞があり、随つて文字言語を損ふ憂があるものである。それよりも、文字言語としての文字の形はそのままにしておいて、その音は別に表音符を用ゐて文字の傍にでも加へて示す事にすれば、文字言語の形を破らず、しかもその正しい読方を示すこ

とが出来るのである。

要するに我が国語に適した表音符号を定めて、国語の音を表示することは、音声言語の為には勿論、文字言語の為にも有用であつて、それによつて標準語の正しい発音と文字の正しい読方とが国民一般に普及すれば、国語の統一に資する所多大であらうと思ふ。

本稿は本年八月国語教育学会夏期講座に於ける講演の覚書を基礎として改訂増補を加へたものである。表音符号の問題を、主として国語教育の方面から説いたのはその為である。

(昭和十五年十月記)